

牛・豚の生産者のみなさまへ



と畜場に出荷する際は、家畜の病歴と動物用医薬品等の使用状況を忘れずに申告してください。

(受診歴、動物用医薬品の投与歴がない場合は、その旨を申告してください)

申告が必要な期間



牛：直近 **3** か月

豚：直近 **2** か月



動物用医薬品の使用禁止期間(休薬期間)が守られていない家畜は、と畜場での受付けはできません

<使用禁止期間(休薬期間)の数え方>

例：使用禁止(休薬)期間が **3日間** の場合

11月29日	11月30日	12月1日	12月2日	12月3日～
0日目	1日	2日	3日	4日目以降
最後に投薬した日	使用禁止(休薬)期間 ※と畜できません			と畜できる日



乳房炎軟膏を使用したときも
申告が必要です!

抗菌剤は獣医師からの指示に基づき、用法・用量、使用禁止期間等を守って正しく使用しましょう。

インターネットで検索

安全な食肉を消費者に届けるため、御協力をお願いします。

とちぎ食肉センター ☎028-616-2781

栃木県食肉衛生検査所 ☎028-677-0280

インターネットで検索